

◎住宅リフォーム補助事業

町では、住宅関連産業を中心とした町内経済の活性化を図るとともに、町民が快適な生活を営むことができるよう、持ち家住宅の増改築工事やリフォーム工事を行う方へ補助します。

<補助対象者>

持ち家住宅の増改築またはリフォームを行う方のうち

- ・町内に住所を有し、かつ居住している方
(住宅のリフォームに合わせて本町に住民登録し居住しようとする者を含む。)
- ・親(対象者の配偶者の親を含む。)又は子が所有し、自ら居住する住宅のリフォーム等工事を行う者
- ・町税等を滞納していない方(家族含む)
- ・定住促進住宅資金を利用していない方
- ・この補助金を受けたことがない方

<補助対象となる工事>

以下のすべての条件に当てはまる工事

- ・一戸建て住宅、併用住宅のリフォーム工事
- ・町内業者または町内に住所を有する個人が施工する工事
- ・増改築またはリフォームに要する費用が30万円以上の工事

<補助金の額>

- ・30万円以上の工事に対して、補助対象工事費の10%、限度額20万円
- ・前項に規定する補助金のうち、100分の30に相当する額(その額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り上げる)は南木曾町商品券とします。

<上乗せ補助金>

- ・リフォーム等工事が次のいずれかによる世帯の場合は、補助金5万円を加算して交付する。(重複して該当する場合があっても、重複加算は行いません。)
- 1) 3世代同居世帯
- 2) 子育て世帯
- 3) U・Iターン世帯
- 4) 新規就業者等のある世帯
- ・上乗せ補助金については、南木曾町商品券とします。

<補助対象外の工事等>

- ・住宅と別棟の倉庫、車庫等の工事(住宅部分以外の工事)
- ・申請者が施工者の場合の労務費
- ・門や塀等の外溝工事
- ・下水道接続工事及び浄化槽設置工事
- ・増築またはリフォームを伴わない解体工事
- ・他の補助制度の対象となる工事

<補助例>

台所等の増改築工事（費）・・・150万円（対象）
下水道接続工事（費）・・・50万円（対象外）
合計・・・200万円

※補助額は対象経費150万円の10%となります。

補助金額 150万円×10%=15万円
（内訳） 現金分 10万5千円
商品券 4万5千円（15万円×30%）

※商品券は南木曾町商工会窓口での受け取りとなります。補助金が確定した際に商品券引き換書を交付します。

<その他>

リフォーム工事の開始は、申請して補助金の交付が決定してからとなります。申請前に開始した工事については補助対象となりません。申請は余裕をもってお願いします。